

鳥羽商船高等専門学校受託研究取扱規程

制 定 平成17年5月2日

最終改正 平成27年3月5日

(趣旨)

第1条 鳥羽商船高等専門学校（以下「本校」という。）における受託研究の取扱いについては、独立行政法人国立高等専門学校機構受託研究実施規則（平成16年独立行政法人国立高等専門学校機構規則第47号）及び独立行政法人国立高等専門学校機構受託研究実施規則取扱要領に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(定義)

第2条 この規程において「受託研究」とは、本校において機構以外の者（以下「委託者」という。）からの委託を受けて職務として行う研究で、これに要する受託研究等の費用を委託者が負担するものをいう。

(受入れの基準)

第3条 受託研究は、本校の教育研究上有意義であり、かつ、本来の教育研究に支障を生じるおそれがないと認められる場合に限り受け入れるものとする。

(受入れの条件)

第4条 受託研究の受入れにあたっては、次に掲げる条件を付すものとする。

- (1) 受託研究は、委託者が一方的に中止することができない。ただし、委託者から中止の申し出があった場合には、委託者と協議の上、決定する。
- (2) 受託研究の結果、知的財産権の権利が生じた場合には、これを無償で使用させ、又は譲与することはできない。
- (3) 受託研究等の費用により取得した設備等は返還しない。
- (4) 本校において、やむを得ない事由により受託研究を中止し、又はその期間を延長する場合においても、その責を負わないものとし、この場合、委託者にその事由を書面により通知するものとする。受託研究を完了、受託研究を中止又はその期間を変更した場合において、受託研究費に不用が生じ、委託者から不用となった額について返還の請求があった場合には返還する。
ただし、委託者からの申し出により中止する場合には、原則として受託研究費は返還しない。中止の理由が本校が受託研究契約を履行できないことによる場合は、この限りでない。
- (5) 委託者は、受託研究等の費用を原則として当該研究の開始前に納付しなければなら

ない。

- 2 前項に定めるもののほか、校長において必要と認められる条件は、別に定めることができる。
- 3 校長は、委託者が国の機関若しくは政府関係機関、地方公共団体又は独立行政法人である場合には、第1項第3号及び第5号の条件を付さないことができる。

(受託研究の受入れ)

第5条 受託研究の申込みをしようとする委託者は、受託研究申込書（別紙様式第1号）を校長に提出しなければならない。

- 2 受託研究の受入れは、学校運営委員会の議を経て、校長が決定するものとする。
- 3 校長は、前項の受入を決定したときは、受託研究受入決定書（別紙様式第2号及び第3号）により、委託者及び契約担当役に通知するものとする。

(契約の締結)

第6条 契約担当役は、前条第3項の通知を受けたときは、受託研究契約書により契約を締結し、校長（別紙様式第4号）にその旨を通知するものとする。

- 2 契約担当役は、前項の契約を締結したときは、受託研究を担当する職員（以下「研究担当者」という。）に通知（別紙様式第4号）するものとする。

(受託研究の変更)

第7条 研究担当者は、やむを得ない事由により受託研究を中止し、又はその期間を変更する必要が生じた場合は、直ちに校長に報告し、その指示を受けなければならない。

- 2 校長は、前項の報告を受け、研究の中止又は期間の変更を決定したときは、委託者及び契約担当役に通知するものとする。
- 3 契約担当役は、前項により通知を受けたときは、契約を解除し、又は研究期間の変更契約を締結し、研究担当者に通知するものとする。

(研究終了の報告)

第8条 研究担当者は、当該研究が完了したときは、受託研究完了報告書（別紙様式第5号）により校長に報告するものとする。

- 2 委託者に対する研究報告については、研究担当者をして行わせるものとする。なお、公表するときは、委託者の同意を得て行うものとする。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、受託研究の取り扱いに関し必要な事項は、校長が別に定める。

附 則

この規程は、平成17年5月2日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月2日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成27年3月5日から施行する。

様式第1号（第5条関係）

受託研究申込書

平成 年 月 日

鳥羽商船高等専門学校長 殿

住所

氏名（署名）

（法人にあつては、その名称及び代表者氏名）

鳥羽商船高等専門学校受託研究取扱規程に基づき、下記のとおり研究を委託したいので申し込みます。

記

1 研究等の課題

2 研究等の目的

3 研究等の内容

4 希望、研究担当者

5 研究費用	直接経費	円
	間接経費	円
	受託料	円

6 研究期間 平成 年 月 日～平成 年 月 日

7 研究用資材、器具等の提供

8 その他

様式第2号（第5条関係）

受託研究受入決定書

平成 年 月 日

殿

独立行政法人
鳥羽商船高等専門学校長
氏 名 印

平成 年 月 日付け申込のありました受託研究について、下記のとおり受入れを決定いたしましたので通知させていただきます。

については、本校の契約担当役と受託契約に係る契約を締結して下さるよう、よろしくお願いいたします。

記

1 研究等の課題

2 研究に要する費用 円

(内訳)

直接経費 円

間接経費 円

受託料 円

3 研究期間 平成 年 月 日～平成 年 月 日

4 研究担当者

様式第3号（第5条関係）

受託研究受入決定書

平成 年 月 日

契約担当役 殿

鳥羽商船高等専門学校長

氏 名 印

下記により受託研究の受入れを決定しましたので通知します。
については、受託研究に係る契約を締結してください。

記

1 委託者の住所、氏名

2 研究等の課題

3 研究等の内容

4 研究に要する費用 円

(内訳)

直接経費 円

間接経費 円

受託料 円

5 研究期間 平成 年 月 日～平成 年 月 日

6 研究担当者

7 研究用資材、器具の提供

8 その他

様式第4号（第6条関係）

受託研究契約締結通知書

平成 年 月 日

殿

契約担当役
氏 名 印

申請者 に係る下記の受託研究について、契約を締結したので通知します。

記

1 研究等の課題

2 研究等の内容

3 研究に要する費用	円
（内訳）直接経費	円
間接経費	円
受託料	円

4 研究期間 平成 年 月 日～平成 年 月 日まで

様式第5号（第8条関係）

受 託 研 究 完 了 報 告 書

平成 年 月 日

鳥羽商船高等専門学校長 殿

所属学科及び職名

研究担当者氏名（署名）

平成 年 月 日から開始した下記の受託研究が完了したので報告します。

記

1 研究等の課題

2 委託者氏名

3 研究費用	直接経費	円
	受託料	円

4 研究期間 平成 年 月 日～平成 年 月 日

5 研究担当者